平成２１年（フ）第４００７号
大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―205号
債務者　岩城由香里
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０５４号
大阪市西成区天下茶屋東２―７―６　松寿荘13号、住民票上の住所大阪市西成区山王２丁目10番17号　不知火荘13号
債務者　水知　明秀
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２２号
大阪府守口市八雲西町３丁目８番30―203号
債務者　井上　千鶴
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４３号
大阪市西成区岸里３丁目８番15号　モンターニュロンドⅠ　105
債務者　太田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８８号
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―410号
債務者　川添　浩之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９８号
大阪府高槻市大冠町２丁目４番10号
債務者　橋長ゆかり（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９９号
大阪府枚方市東中振１丁目17番１―505号
債務者　今井　文子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４９号
大阪府門真市堂山町11番32号
債務者　野中三千雄
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６４号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目12番９号
債務者　橋本　秀樹
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８０号
大阪府高槻市宮が谷町７番７―402号
債務者　植松喜美子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１３号
大阪市西区新町１丁目22番17―407号
債務者　寺西　勇仁
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６６号
大阪市西成区岸里東１丁目26番15号　シティヒル405号
債務者　小島　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６７号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―103号
債務者　西村　節世
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８３号
大阪府豊中市三国２丁目２番18号
債務者　原田ふみ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８７号
大阪府豊中市上野東２丁目２番50号
債務者　和田　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９０号
大阪市生野区勝山北２丁目１番６号
債務者　奥田　康子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４８号
大阪市鶴見区今津中２丁目４番37号　社会福祉法人日本ライトハウス、住民票上の住所大阪府茨木市玉瀬町38番20号
債務者　齊藤　年和
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５１号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目６番８―301号
債務者　渡辺　節子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部